

ガソリン、灯油、軽油の運搬容器について

ガソリン、灯油、軽油を入れて運ぶ容器は、消防法で定める安全基準に適合しているものを使用してください。

ガソリン 金属製の携行缶 (KHKまたはUNの表示があるもの) を使用してください。



金属製の携行缶



灯油用ポリ容器



水用ポリ容器



ペットボトル



開封済みの混合ガソリン用容器 (キャップ式の蓋)



KHKまたはUNの表示は、安全基準をクリアした証です。

灯油 「灯油用」の表示がある専用容器を使用してください。



「推奨認定ラベル」は、安全基準に適合している証です。

灯油ストーブのカートリッジ缶では使用できません。

軽油 「軽油用」の表示がある専用容器を使用してください。



- ・ガソリン用の金属製の携行缶も使えます。(「軽油」に表示を変更してください。)
- ・灯油用のポリ容器は安全性が確認されていないので使用しないでください。

リーフレットに関するお問い合わせは
横須賀市消防局予防課 046-821-6468



横須賀市消防局

